

時事新報

明治十八年八月廿六日(水曜日)
 號七百七十七日 五つのと、丑
 印刷部 印刷 印刷 印刷
 印刷部 印刷 印刷 印刷
 印刷部 印刷 印刷 印刷
 (西曆一千八百八十五年)

特事新報定價 (日曜日、休刊)

一、一年前金六十元 二、半年前金三十元 三、三ヶ月前金十五元 四、一月前金十元 五、半年前金五元 六、三ヶ月前金二元五角 七、一月前金一元五角

廣告刊例 (前金) 一行二付

一行三行以上	一日	五元
一行三行以上	二日	十元
一行三行以上	三日	十五元
一行三行以上	四日	二十元
一行三行以上	五日	二十五元
一行三行以上	六日	三十元
一行三行以上	七日	三十五元
一行三行以上	八日	四十元
一行三行以上	九日	四十五元
一行三行以上	十日	五十元

又別に一條の所望は鉄道局にて毎一人一箇月又は三箇月半年等と限りて割引の乗車切手と賣渡すことと東京の海運も一箇月留湯の札を賣渡すが如くするの新法なり此法之歐米諸國の鉄道には甚だ珍しからずして其割引の割合日本の海運の比にあらず非常な減額を減ずるの慣行なりと申す事候故に今東京の海運新法より横濱まで中等は六十圓にして毎日一度の乗車一箇月十八圓の處を依に定價三分の二に減して一箇月分の切手を六圓にて賣渡すとすれば其切手所持の本人が一箇月卅日の間毎日乗りて一枚づつ切手と用ひ盡せば即ち一度二十圓づつにて乗りたる割合共若し其一人に乘旅行の様な差支出来て唯十五日乗りたるものとされば月末に至りて切手の餘りの十五枚あるも他人流用之禁制なるが故に全く無効となりて半金の損じたるまともあらざる時に六圓にて十五度の乗車、一度は四十圓に當るべし上等も此振合にて一箇月三箇月又半年一年等夫れ一割合と定めて切手の賣渡と始めたらん乗客の便利は申す迄もかく鐵道局にても利益の増すとあるべし本東京と横濱とは殆ど同一の都會として其關係は東京市中神田区と芝区と相連絡する所異ならず故に横濱に日居して東京より用ゆる者たり妻子の東京に眼食して主人は一週間も滞在する者あり或は兩所兩店と掛持すること小生の如き者も少なからず唯汽車賃の不慮なるが爲み自由することされども今若し其貨銀の大に低落するときは東京より横濱なり唯勝手手は任せて住居と敷け日往來するのみならず一日兩所に兩三度の用と送するものと時ふべし例へば役員にて商人にても毎月の入高五十圓乃至百圓に人ありとせんか毎日中等列車に乗りて一箇月十八圓は少々荷おれども其三分一にして六圓とあれば勇氣を振ふて住居の自由を求むべきや必然の人情なり又下等の客に至りて三十圓の價ダたの十圓とあれば大工左官の往復も日ふ盛なるべし或は又乘するよ最下等月々の割引なき云ふすしく別に列車を運行し非常な價と申くして一荷おきたる荷物と共に人と運送するも至極珍なるべし唯今の處に於ては横濱に船の便は安けれ共其物は東京より高き申すが如死難するに八百圓着屋の便は尙未だ汽車の便より著るべきなり

右の如く相成候は、乗客は數非常に増加して列車の混雑如何との概念も可有之候得共是れは唯電車の便と増すばかりにて何れ必無之既も事象とたる鐵道の

時事新報

特事新報定價 (日曜日、休刊)

鐵道の會社割引の事

特事新報定價 (日曜日、休刊)

一、一年前金六十元 二、半年前金三十元 三、三ヶ月前金十五元 四、一月前金十元 五、半年前金五元 六、三ヶ月前金二元五角 七、一月前金一元五角

廣告刊例 (前金) 一行二付

一行三行以上	一日	五元
一行三行以上	二日	十元
一行三行以上	三日	十五元
一行三行以上	四日	二十元
一行三行以上	五日	二十五元
一行三行以上	六日	三十元
一行三行以上	七日	三十五元
一行三行以上	八日	四十元
一行三行以上	九日	四十五元
一行三行以上	十日	五十元

鐵道の會社割引の事

特事新報定價 (日曜日、休刊)

鐵道の會社割引の事

特事新報定價 (日曜日、休刊)

明治十八年八月廿三日
 東京日本橋區 一 商人
 時事新報記者足下

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事

明治十八年八月廿二日
 農務大臣公署三條實美
 勅旨布告候事